

おくやみハンドブック

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の大きな負担となっています。

このハンドブックでは、鳴門市民の方がお亡くなりになった後に必要となる諸手続きについてご紹介しております。

お手続きに行かれる窓口や、必要書類の確認等にご利用ください。

また「おくやみ窓口」では、なじみのない手続きにご不安をお持ちの方に、市役所で行っていただく各種手続きについて、受付やご案内を1か所で行い、少しでも安心して手続きを進められるようサポートいたしますので、ご利用ください。

おくやみ窓口

開設場所	鳴門市役所本庁 1階案内奥
事前予約制	利用希望日の3開庁日前までに予約 (土日祝日、12/29～1/3を除く) 1日3組 (①午前10時～②午後1時～③午後3時～)
予約問合せ先	市民課「おくやみ窓口」担当 ☎ 088-684-1105

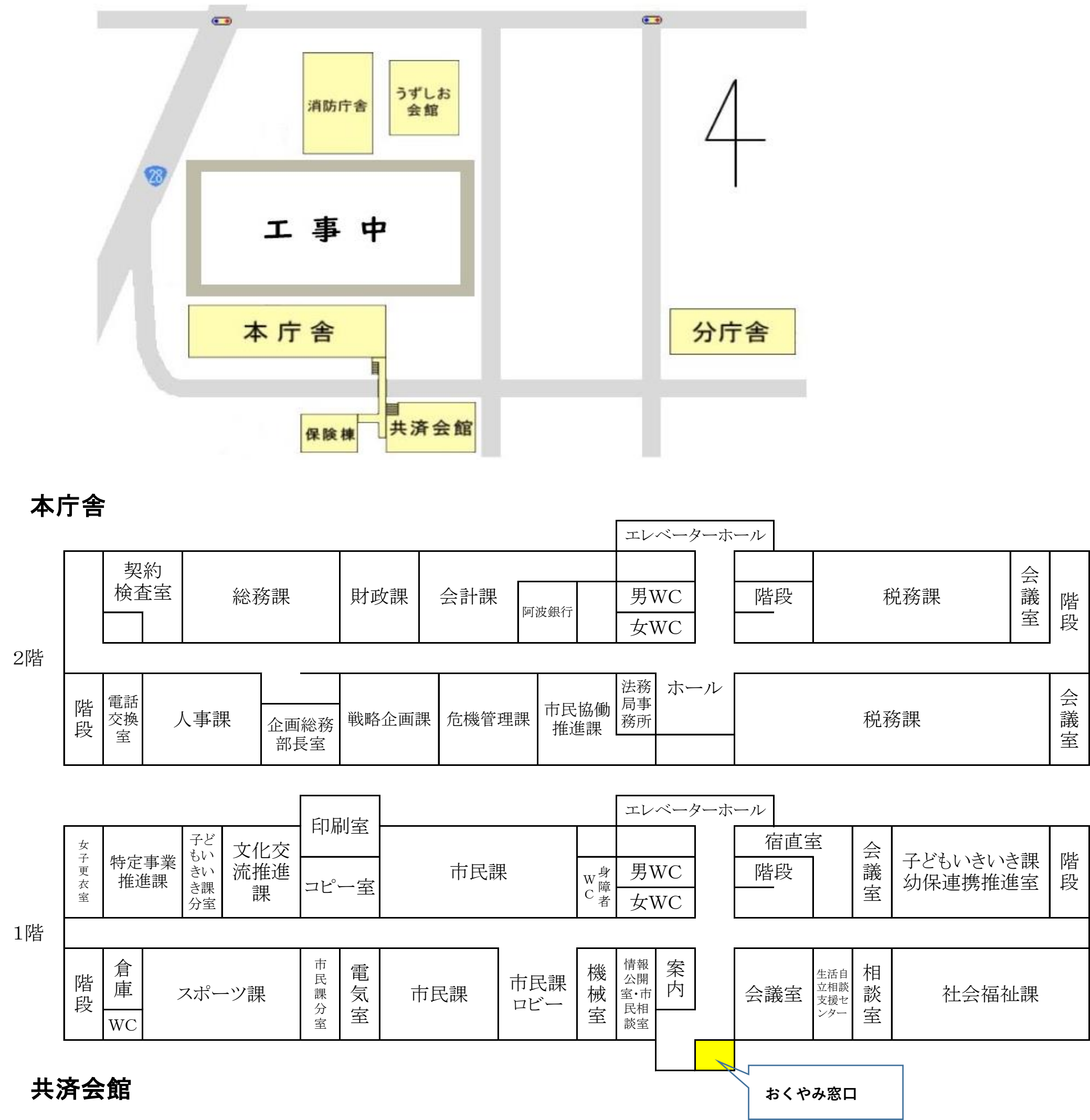
鳴門市



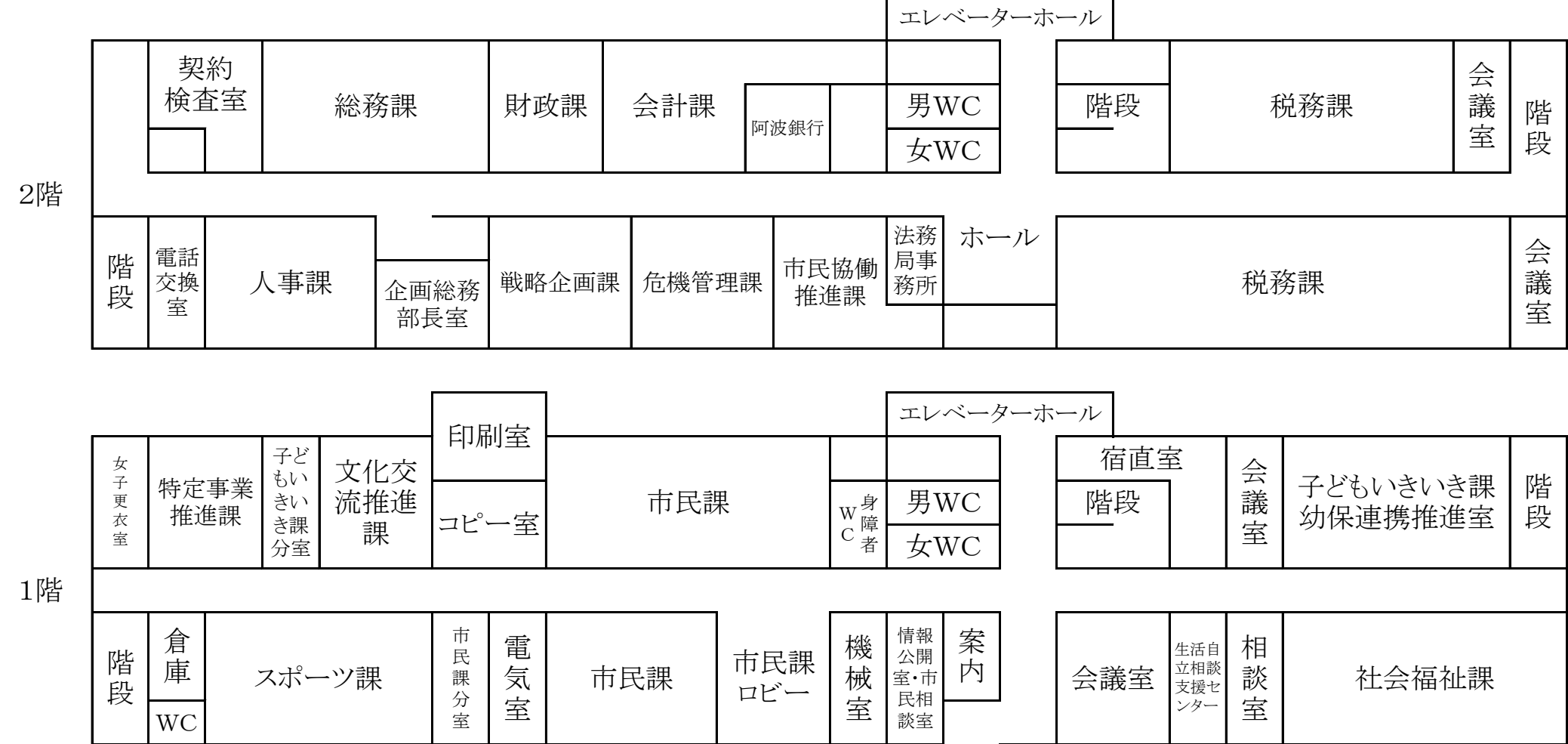
も く じ

庁舎レイアウト	1
お持ちいただくもの（ご遺族さま）	2
お持ちいただくもの（亡くなった方）	3
死亡に伴うお手続き	
住民関係、年金	4
健康保険	6
介護保険、高齢者福祉	7
税	8
障がい者福祉	10
児童福祉	11
市営住宅、空き家	13
水道、土地（農地、森林）	14
市営住宅の明渡し及び名義人承継手続きについて	15
空き家でお困りの方へ	16
遺品を処分される方へ	18
戸籍謄本等証明書について	20
委任状様式	21
法定相続情報証明制度	22
未来につなぐ相続登記	23

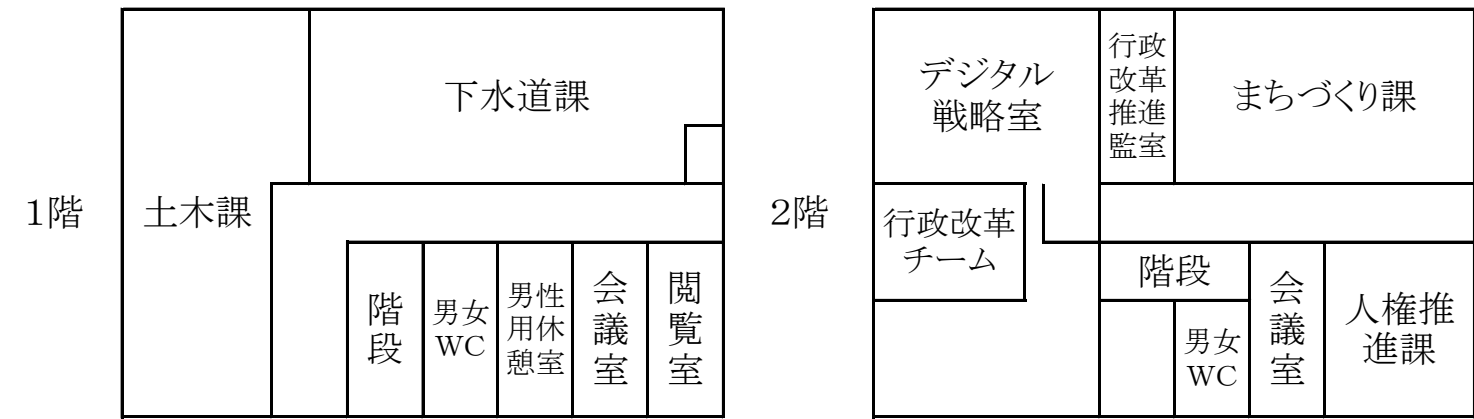
庁舎レイアウト



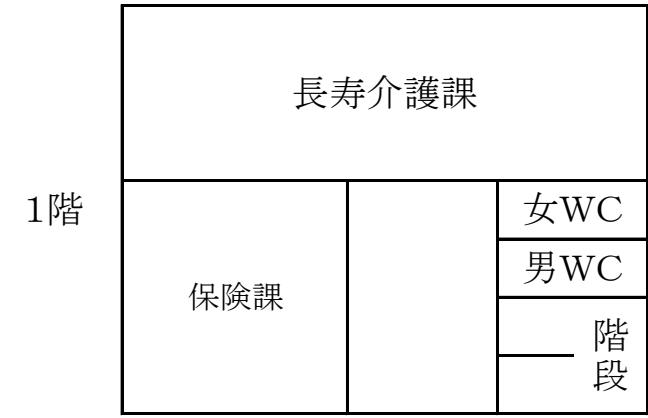
本庁舎



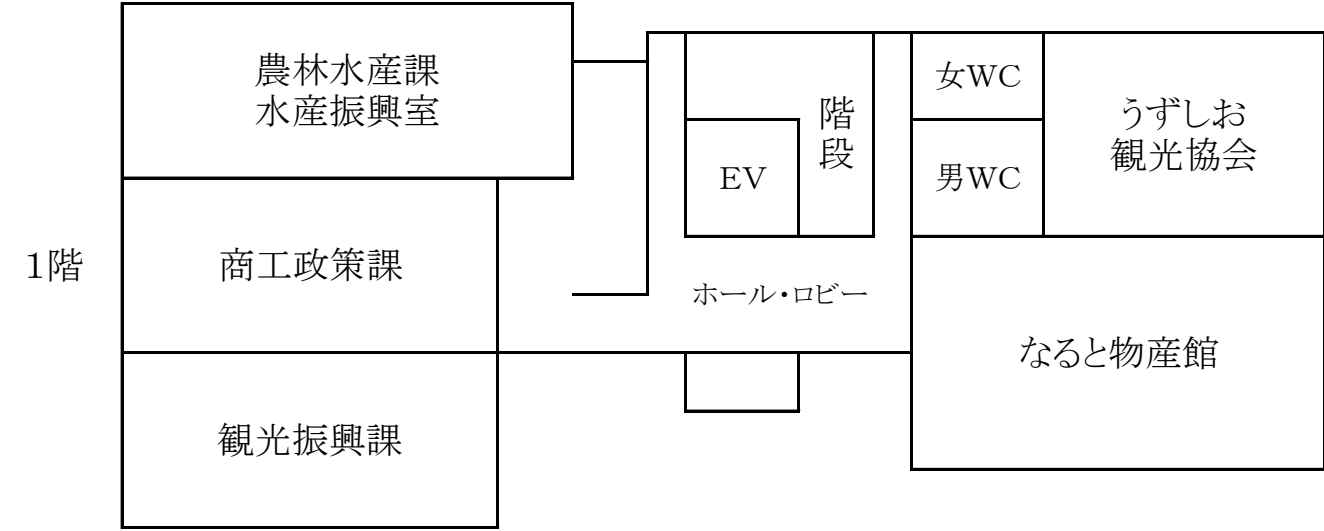
共済会館



保険棟



うずしお会館



お手続きに必要なとなる主な持ち物は次のとおりです。

（１）ご遺族さまのもの（相続人代表者さま・喪主さま）

※相続人代表さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方の
ものが必要です。

☐ **本人確認書類**

- ・写真付きのもの（1点で可）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、
障害者手帳 など
- ・写真付きのものがない場合は次から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

☐ **認印（スタンプ印不可）**

☐ **預貯金通帳等** ※税金等の引き落とし口座を変更する場合は
銀行印もお持ちください。

☐ **マイナンバーカードまたは個人番号通知カード**

☐ **なると市民カード（印鑑登録証）**

（市役所以外の手続で【印鑑登録証明書】が必要な場合）

☐ **委任状**

※死亡に伴う手続は、法令等によって手続できる親族の範囲が異なります。

亡くなった方と窓口に来る方の続柄によっては、手続いただけないものもありますので、ご了承ください。

また、亡くなった方と住民票が同じ世帯でない相続人が手続される場合は委任状、戸籍謄本等が必要になる場合がある他、相続人以外の代理の方が手続される場合は相続人の委任状が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言(検認済のもの）をお持ちください。

(2) 亡くなられた方のもの

(「亡くなられた方のもの」が見つからない場合や紛失した場合はご相談ください)

- ☐ 年金証書、日本年金機構発行の振込はがき又は年金手帳
- ☐ なんと市民カード (印鑑登録証)
- ☐ マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- ☐ 国民健康保険証、高齢受給者証 (70～74歳)、
特定疾病療養受療証、限度額認定証
- ☐ 後期高齢者医療被保険者証、特定疾病療養受療証明、
限度額認定証
- ☐ 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 子どもはぐくみ医療受給者証

(3) 下記に該当される場合に必要なもの

- ☐ 亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢者医療保険
加入者で葬祭費の支給を申請する場合
・ 埋火葬許可証、会葬礼状 等
- ☐ 戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場
合は、請求できる人が作成された委任状が必要

※亡くなられた方の状況によっては、ここで案内しているもの以外にも必要なもの、又は不要なものが生じる場合があります。

次頁以降の「死亡に伴うお手続き」をご覧ください。より具体的にご確認いただくことが可能です。

死亡に伴うお手続き

(1) 住民関係、年金

住民関係

市民課 市民担当

☎088-684-1092

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
印鑑登録をしている方	なると市民カード (印鑑登録証) の返還	・ なると市民カード (印鑑登録証)	速やかに
マイナンバーカード 又は 通知カードを持っている方	マイナンバーカード、 通知カードの返還	・ マイナンバーカード又は通知カード	相続など故人の手続きがすべてお済みになりましたらお返してください。

市民課国民年金担当 ☎088-684-1138

年金

又は 徳島北年金事務所 ☎088-655-0200

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	・ 亡くなられた方の年金証書 ・ 請求者の預貯金通帳 ・ 請求者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ・ 請求者のマイナンバーが分かる書類 ・ 請求者と亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本又は抄本 (又は法定相続登記情報の写し) ・ 生計同一が確認できない場合は申立書 ・ 未支給年金の請求要件を満たす方がいない場合は、受給権者死亡届 ※遺族基礎年金が請求できる方は、上記に加え、死亡診断書の写し、所得証明書 (マイナンバーの記載があれば不用)	【未支給】 亡くなられた方の年金支払い日の翌月の初日から5年以内 【遺族基礎】 亡くなられた日の翌日から5年以内 ※年金事務所での未支給年金請求に必要な書類の案内を、市民課国民年金担当でも行っておりますのでご相談ください。

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民年金に加入している方	遺族基礎年金請求 (18歳未満の子がいる場合) 寡婦年金請求 死亡一時金請求	・亡くなられた方の年金手帳 ・請求者の年金手帳 ・死亡診断書の写し ・請求者と亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本（又は法定相続登記情報の写し） ・請求者の預貯金通帳 ・生計同一が確認できない場合は申立書 ・請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・請求者のマイナンバーが分かる書類	【遺族基礎】 【寡婦】 亡くなられた日の翌日から5年以内 【死亡一時金】 亡くなられた日の翌日から2年以内
厚生年金を受給している方		徳島北年金事務所（☎088-655-0200）へお問い合わせください。 予約専用番号：ナビダイヤル（☎0570-05-4890）	
共済年金を受給している方		各共済組合へお問い合わせください。	
農業者年金を受給している方		各ＪＡへお問い合わせください。	
恩給を受給している方		総務省恩給相談窓口（☎03-5273-1400）へお問い合わせください。	
国民年金基金に加入している方		全国国民年金基金（☎0120-65-4192）へお問い合わせください。	

（２）健康保険、介護保険

国民健康保険

保険課保険資格・給付担当 ☎088-684-1139

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民健康保険に加入している方	葬祭費の請求 ※喪主の方に葬祭費 2万円 ※社会保険に加入されていた方は、国民健康保険からは支給されません。	・国民健康保険被保険者証 ・喪主の方の印鑑（認印） ・喪主の方名義の振込口座がわかるもの ・葬祭を行ったことがわかるもの（埋火葬許可証、会葬のハガキ等） ・葬祭を行った方・亡くなられた方のマイナンバーが確認できるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの	亡くなられた日から2年以内
	各種被保険者証の返還（該当するもの）	・国民健康保険被保険者証 ・限度額適用認定証 ・高齢受給者証（70～74歳） ・特定疾病療養受給者証	速やかに

国民健康保険

保険課保険賦課・収納担当 ☎088-684-1191

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民健康保険に加入している方	国民健康保険料の還付請求	・相続人代表の方の印鑑（認印） ・相続人代表の方名義の振込口座がわかるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの	速やかに

後期高齢者医療

保険課保険資格・給付担当 ☎088-684-1139

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
後期高齢者医療保険に加入している方	葬祭費の請求 ※喪主の方に葬祭費 2万円	・後期高齢者医療被保険者証 ・喪主の方の印鑑（認印） ・喪主の方名義の振込口座がわかるもの ・葬祭を行ったことがわかるもの（埋火葬許可証、会葬のハガキ等） ・葬祭を行った方・亡くなられた方のマイナンバーが確認できるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの	亡くなられた日から2年以内

後期高齢者医療		保険課保険資格・給付担当 ☎088-684-1139	
対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
後期高齢者医療保険に加入している方	各種被保険者証の返還	・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 限度額認定証 ・ 特定疾病療養受給者証	速やかに
後期高齢者医療		保険課保険賦課・収納担当 ☎088-684-1191	
対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療保険料の還付請求	・ 相続人代表の方の印鑑（認印） ・ 相続人代表の方名義の振込口座がわかるもの ・ 手続きをする方の本人確認ができるもの	速やかに
介護保険		長寿介護課 介護給付・賦課担当 ☎088-684-1376	
対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
65歳以上の方 又は 介護認定を受けている方	各種被保険者証の返還（該当するもの）	・ 介護保険被保険者証 ・ 負担割合証 ・ 負担限度額認定証	速やかに
	介護保険料の還付請求	・ 相続人代表の方の印鑑（認印） ・ 相続人代表の方名義の振込口座がわかるもの ・ 手続きをする方の本人確認ができるもの	亡くなられた日から2年以内
	高額介護サービス費等の振込口座の変更届		
高齢者福祉		長寿介護課 高齢支援担当 ☎088-684-1175	
対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
緊急通報装置利用者	緊急通報装置貸与辞退届	届に必要なものは特にありません。 緊急通報装置撤去に立ち会っていただく必要があるため、後日、設置業者と日程調整をさせていただきます。	速やかに
70歳以上の方	高齢者バス無料券の返還	・ 高齢者バス無料券	速やかに

(3) 税

税

税務課 収納管理担当 ☎088-684-1132

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
市税が課税されている方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続・納付について（口座振替の変更又は廃止等）	・亡くなった方の納税通知書 ・手続する方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 【口座振替を新たに申込（変更）される方】 ・新たに申込される方の預貯金通帳 ・印鑑（銀行届出印） 【口座振替を廃止される方】 ・廃止される方の印鑑（認印）	速やかに

税

税務課 固定資産担当 ☎088-684-1131

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
土地・家屋等の固定資産をお持ちの方	相続人代表納税者指定 及び現所有者申告	・ 手続する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ・ 印鑑（認印）	亡くなられた日より3ヶ月以内
	未登記家屋の名義変更	・ 本人が死亡したこと及び手続をする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・ 相続人でない方が手続する場合は相続人の方からの委任状が必要です。	
	土地・家屋の相続登記 (名義変更)	徳島地方法務局（☎088-622-4683）へ お問い合わせください。	

税

税務課 軽自動車税担当 ☎088-684-1070

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
軽自動車税 (種別割) が 課税されてい る方	原動機付自転車 小型特殊自動車等 ミニカー 等 鳴門市ナンバーの 名義変更又は廃車	・ 本人が死亡したこと及び手続をする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・ 手続する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ・ 相続人でない方が手続する場合は相続人の方からの委任状が必要です。 ・ ナンバープレート (廃車の場合や名義変更時に鳴門市にナンバーを変更したいとき)	毎年4月1日現在の所有者 (使用者) に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続をお願いします。
	三輪・四輪の軽自動車 名義変更又は廃車	徳島県軽自動車協会 (☎088-641-2010) へお問い合わせください。	
	軽二輪車 (125cc超) 名義変更又は廃車	四国運輸局徳島運輸支局 (☎050-5540-2074) へお問い合わせください。	

（４）障がい者福祉

障がい者福祉

社会福祉課 障がい福祉担当 ☎088-684-1145

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
各種手帳や受給者証をお持ちの方	各種障がい者手帳の返還（該当するもの）	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	速やかに
	各種受給者証の返還（該当するもの）	・重度心身障がい者医療費受給者証 ・自立支援医療受給者証 ・障がい福祉サービス受給者証 ・印鑑	
各種手当受給者	各種手当の資格喪失届 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 未払い手当の請求	・相続人の印鑑（認印） ・相続人の方名義の振込先口座がわかるもの ・亡くなった方との関係により戸籍謄本等が必要な場合があります。	亡くなられた日から14日以内
心身障害者扶養共済制度加入者	心身障害者扶養共済年金の請求	・心身障害者扶養共済制度加入証書 ・振込銀行等の通帳コピー ・加入者の死亡届と住民票（除票） ・心身障害者の住民票 ・印鑑	亡くなられた日から30日以内

(5) 児童福祉

児童福祉

子どもいきいき課 児童担当 ☎088-684-1225

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
児童手当支給 対象の児童	受給事由消滅、 又は額改定	届に必要なものは特にありません。	亡くなった日から 15日以内
児童手当受給 者	受給事由消滅 受給者の変更 認定請求 未払い手当の請求	・新たな受給者（請求者）のマイ ナンバーカード ・請求者名義の振込口座がわかる もの 【未払い手当の請求の場合】 ・対象児童名義の振込口座がわか るもの	
子どもはぐく み医療費受給 者	受給者証の返還	・はぐくみ医療受給者証 ・対象児童の新たな健康保険証	速やかに
児童扶養手当 受給者	受給者死亡届兼未支払 手当請求 新規認定請求 (新しい受給者が要る 場合)	・児童扶養手当証書 ・対象児童名義の振込先口座がわ かるもの ・新たな請求者、対象児童、扶養 義務者のマイナンバーがわかるも の ・請求者名義の振込口座がわかる もの ・請求者の年金手帳 ・請求者、対象児童の戸籍謄本 ・世帯の状況により申立書、民生 委員調査書が必要な場合があります	
児童扶養手当 支給対象児童	資格喪失、又は 額改定（減額）	・資格喪失の場合は児童扶養手当 受給者証	
ひとり親家庭 等医療費助成 を受給してい る保護者の方	資格内容変更届 受給者証の返還	・亡くなった方、受給対象児童の 受給者証 ・対象児童の新たな健康保険証	

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童	資格内容変更届 受給者証の返還	・亡くなった受給対象児童の受給者証	速やかに
特別児童扶養手当	資格喪失届 未払い手当の請求 額改定届 新規認定請求書	【対象児童が亡くなった場合】 ・受給者の印鑑 ・特別児童扶養手当証書 【受給者が亡くなった場合】 ・保護者（新受給者）の印鑑 ・児童の印鑑 ・特別児童扶養手当証書 ・手当対象児童名義の振込口座が分かるもの ・保護者（新受給者）の振込口座がわかるもの	

児童福祉

子どもいきいき課 子育て支援担当 ☎088-684-1209

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
保育所（園）に通う子ども又はその保護者	申請保護者の変更又は世帯員の変更	・印鑑（認印）	速やかに
	保育料振込口座の変更	※保育料振替口座を変更される場合は、金融機関で新たに手続きを行う必要があります。	
	【児童が亡くなった場合】 保育所退所届	・印鑑（認印）	
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等の利用に係る、保育無償化の対象児童又はその保護者	施設等利用給付認定取消届 又は 施設等利用給付認定変更届	・印鑑（認印）	速やかに

（６）市営住宅、空き家、水道、土地

市営住宅

まちづくり課 住宅担当 ☎088-684-1162

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
名義人が亡くなり、市営住宅を明け渡す方	市営住宅明渡し手続き	・明渡し届の提出が必要です。 ハンドブックP15をご確認ください。	明渡しの5日前まで
名義人を承継し住み続ける方	市営住宅承継承認手続き	・承継承認申請書の提出が必要です。 ハンドブックP15をご確認ください。	速やかに
市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	同居者異動届出	・同居者異動届の提出が必要です。	速やかに

空き家

まちづくり課 都市計画・用地担当 ☎088-684-1171

居住者が亡くなり、空き家でお困りの方	補助金制度や空き家の管理サービスのご案内をしています。	ハンドブックP16をご覧ください。	—
--------------------	-----------------------------	-------------------	---

水道**水道企画課 ☎088-685-3330**

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
水道使用者、 又は支払者の 方が亡くなっ た場合	水道使用者の変更	お電話、または担当課窓口までご 連絡ください。	速やかに
	水道の使用中止	お電話、または担当課窓口までご 連絡ください。	
	水道料金振替口座の変 更	お電話、または担当課窓口までご 連絡の上、金融機関の窓口にてお 手続きください。	

土地**農業委員会 ☎088-684-1180**

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
鳴門市内の農 地を相続され た方	農地法第3条の3第1 項の規定による届出	・ 農地法第3条の3第1項の規定によ る届出書 ※農地が多く届出書の「2 届出に係 る土地の所在等」に書ききれない 場合は、別紙に列記して届出書と 割り印の上ご提出ください。 ※登記簿謄本や公図の添付は不要 です。	相続登記完了後、 おおむね10ヶ月以 内

土地**農業推進課 林務畜産担当 ☎088-684-1154**

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
鳴門市内の森 林を森林を相 続された方	森林の土地の所有者届 出	・ 登記事項証明の写し ・ 森林の土地の位置を示す地図	所有者となった日 から90日以内

市営住宅の明渡し及び名義人承継手続きについて

市営住宅を無断で退去することや、名義人が不在のまま住み続けることはできません。必ずまちづくり課に届け出て、正式な手続きを行ってください。

■市営住宅を明け渡す場合

1. 明渡し届の提出

明渡しの5日前までにまちづくり課へ明渡し届を提出してください。

2. 居室内の私物撤去

退去に際して、居室の中の私物及び自身で設置した設備（給湯器、浴槽など）をすべて撤去してください。

3. 電気・ガス・水道料金及び共益費の清算

各事業者に連絡し、退去日までの使用料金及び共益費を清算してください。

4. 鍵の返却

5. 検査員による居室確認

まちづくり課職員が居室内の確認に参ります。

損傷等を確認し、修繕費が発生する場合はその算定を行います。また、私物の撤去についても確認をおこないます。

6. 敷金の還付

■名義人を承継し、住み続ける場合

1. 承継承認申請書の提出

速やかにまちづくり課へ承継承認申請書を提出してください。

次の要件を満たさない場合、承継ができません。

- ・市税の滞納がないこと
- ・承継申請者及び同居予定者が暴力団員でないこと
- ・前名義人に家賃の滞納がないこと
- ・入居時から同居している親族を除き、一年以上同居していること
- ・承継申請者及び同居予定者の収入が一定額を超えないこと

2. 契約に係る書類の提出

申請書の提出時に、請書や連帯保証人調書などの書類をお渡しします。

書類の準備ができ次第、まちづくり課へ提出してください。

3. 前入居者の敷金還付及び承継に係る敷金納入

前入居者の敷金を還付いたします。

合わせて新たな契約における敷金を金融機関に納入していただき、領収書のコピーをまちづくり課へ提出してください。

空き家でお困りの方へ

空き家の処分や管理などについてお困りの方に鳴門市では補助金制度や空き家の管理サービスのご案内等をしております。

①老朽危険空き家除却支援事業

老朽化して危険な空き家を自ら除却（解体・撤去）する所有者等に対して除却費用の一部を補助する制度です。

【対象要件】

- ・著しく老朽化している（不良度測定表に基づき判定）
- ・倒壊した場合に、前面道路をふさぐ恐れのあるものや隣地に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
- ・鳴門市税の滞納がない方が所有 など

【補助金額】

- ・倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもの…60万円（上限）
- ・倒壊すれば隣地に悪影響を及ぼす恐れのあるもの…30万円（上限） など

【注意事項】

- ・申込後に、不良度測定のため立ち入り調査を実施します。
- ・募集期間は4月中旬から5月上旬。募集戸数に限りがあり、応募多数の場合は選考になります。

②空き家除却に係る土地の固定資産税減免制度

住宅を除却（解体・撤去）し更地になると、土地に適用されている住宅用地特例が無くなるため、税額が高くなる場合があります。このことが、空き家が除却されずに放置される原因となっています。制度は、空き家を除却した場合に、一定期間、除却前の税額の水準まで減免する制度です。

【対象要件】

- ・老朽化した住宅であること（老朽空き家判定表に基づき判定）
- ・法人以外で、鳴門市税に滞納がない方
- ・賃貸住宅の場合は不動産業者でない方 など

【減免期間】

10年間（6年度目から10年度目にかけて段階的に減免解除）

【注意事項】

- ・申込後、立ち入り調査を実施します。補助制度との併用も可能です。
- ・減免開始後、売買等により所有者の変更があった場合は減免終了となります。

③ブロック塀等安全対策支援事業

倒壊の恐れのあるブロック塀等を自ら撤去する所有者等に対し、撤去・フェンス等新設費用の一部を補助する制度です。

【対象要件】

- ・ 国道、県道、市道かつ避難路として利用する道路などに面しているブロック塀
- ・ 点検表により安全対策が必要と判定されたもの
- ・ 鳴門市税の滞納がない方が所有 など

【補助金額】 ※①に併せて②の実施も可能。

- ①撤去工事（ブロック塀自体の撤去工事）…8万円（上限）
- ②フェンス等の新設工事（新設のみの申請は不可）…26.6万円（上限）

【注意点】

- ・ 申込後、現地調査を実施します。
- ・ 募集件数には限りがあり、先着順になります。

④空き家管理（見回りサービス）のご案内

空き家を所有しているが事情により状態を確認に行けないという方に代わりに空き家を訪問し、点検して報告するサービス（外観目視による建物の状態や敷地内の状態確認、郵便受けの整理等）があります。（有料）

《問い合わせ先の一例》

- ・ 「とくしま回帰」住宅対策等総合支援センター（０８８－６６６－３１２４）
- ・ 鳴門市シルバー人材センター（０８８－６８６－３７３２）

詳細につきましては、まちづくり課までお問い合わせください。

場所：共済会館２階 電話番号：０８８－６８４－１１７１

遺品を処分される方へ

遺品を処分される場合は、「ごみ収集カレンダー・ごみ分別ガイドブック」をご覧ください、正しく分別して処分してください。

粗大ごみを処分したいとき

粗大ごみは有料です。ごみ集積所には出せませんので、ご注意ください。

家電リサイクル法対象機器

「エアコン及び室外機」「テレビ」「冷蔵庫及び冷凍庫」「洗濯機及び衣類乾燥機」は、次の方法で処分してください。

① 指定引取場所への持込み

郵便局でリサイクル券を購入して、指定の引取場所に引き渡してください。

引取場所：日本通運(株)四国支店 徳島沖洲事業所松茂倉庫

[松茂町中喜来字稲本183番地]

☎088-699-6834

(株)旭金属 [徳島市東沖洲1丁目1-2]

☎088-664-8908

② 市クリーンセンターへの持込み

リサイクル券に加え、運搬手数料（1品あたり）1,900円が必要です。

③ 家電量販店への持込み

家電量販店等とご相談のうえ、引き渡してください。

※手数料等が必要です。各家電量販店等にご確認ください。

④ 一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼

鳴門市が許可している処理業者（50音順）	
(株)三幸クリーンサービスセンター	☎088-685-8818
ゼネラル産業(有)	☎088-687-2881
鳴門クリーン	☎088-685-3075
(株)メイコークリーンサービス	☎088-688-0606
(有)矢野商会	☎088-689-1719

※収集運搬料金等が必要です。各事業者にご確認ください。

PCリサイクル法対象機器

「デスクトップ本体」「ノートパソコン本体」「液晶ディスプレイ」「CRTディスプレイ」「ディスプレイ一体型パソコン」は、次の方法で処分してください。

メーカー等がわかっているパソコンの場合 → メーカー等受付窓口へ
メーカー等不存在パソコン（自作等）の場合 → パソコン3R推進協会へ
☎03-5282-7685
ホームページ <http://www.pc3r.jp>

上記以外の粗大ごみ・家電リサイクル法対象外の電気製品

市クリーンセンターに処理手数料とあわせて持ち込んでください。

大きさ、材質、数量によっては引き取れないものもありますので、事前にクリーンセンター（☎088-683-7573）へお問合せください。

- ・持込可能日 月曜日から金曜日（祝日除く） 8：30～16：30
毎月第2土曜日 8：30～12：00
- ・持込場所 鳴門市クリーンセンター
【鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2】

粗大ごみ処理手数料	10kgにつき70円
自転車処理手数料	1台500円
電気製品処理手数料（家庭用小型）	1台500円
電気製品処理手数料（家庭用大型等）	1台3,000円

戸籍謄本等の証明書について

諸手続きに戸籍謄本等が必要な場合があります。銀行や各契約会社等にお問い合わせいただき、

- ・ どの証明書が必要か（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、印鑑証明など）
- ・ 証明書は原本確認後に返却してくれるのか（原本提出、コピー可など）
- ・ 発行日から何か月以内のものが有効か。

などを、ご確認してから市役所にお越しいただくと、お手続きがスムーズに進みます。

◆ 戸籍謄本等の請求

死亡の記載された戸籍謄本は、すぐに交付できません。

戸籍は本籍地での取得となります。まずは提出先に、誰のどのような記載のある戸籍が必要かをご確認ください。

- 例） 出生から死亡までの連続した戸籍
亡くなった方との続柄が確認できる戸籍
死亡年月日のわかる戸籍 等

鳴門市に本籍がある場合

請求先：鳴門市役所市民課

鳴門市へ死亡届を出された場合、受理した日から4～5日後（閉庁日を含まず）
鳴門市外へ死亡届を出された場合は、10日～2週間ほどかかります。

鳴門市以外に本籍がある場合

請求先：本籍地の市区町村役場

本籍地以外へ死亡届を出された場合、受理した日から10日～2週間ほどかかります。

遠方などで窓口での請求が難しい場合は、郵送でのご請求となります。詳しいことは、本籍地の市区町村役場にお問合せください。

◆ 印鑑証明について

亡くなった方の印鑑証明書は交付できません。相続人の印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証を添えて住民登録している市区町村役場でご請求ください。

委任状

鳴門市長 殿

本日 年 月 日より、

私

氏 名 : (印)

住 所 :

生 年 月 日 :

は、

代理人として

氏 名 :

住 所 :

生 年 月 日 :

に、

下記の項目で☑した手続きについて委任します。

- ☐ 相続手続きに必要なとなる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）に関する手続き
- ☐ 所得証明書、納税証明書、固定資産税に関する証明書等の取得に関する権限
- ☐ 特別障害者手当に関する手続き
- ☐ 障害児福祉手当に関する手続き
- ☐ 経過的福祉手当に関する手続き
- ☐ 介護保険【 ☐郵便物等送付先変更 ☐保険料の還付または高額介護サービス費等給付費の申請】に関する権限

※委任状は頼む人がすべて記載してください。

※頼む人が書写不能なため上記の内容を代筆する場合は、下の部分に代筆者の住所・氏名を記入するとともに、本人の印を必ず本人の面前で、本人氏名欄の印の部分に押してください。

本人が傷病で書写不能なため、

私

住所 :

氏名 :

が代筆しました。本書は本人の意思を確認し記入したもので、内容に相違ありません。

法定相続情報証明制度で

相続手続を簡単にしませんか？

これまでは

- 相続が発生すると、預金の払戻し、生命保険の請求、相続登記の申請など様々な手続が必要となりますが、
- ・それぞれの窓口で「戸除籍謄本等」の提出を求められます・・・
 - ・一つの窓口で手続が終わると「戸除籍謄本等」を返してもらい、また別の窓口へ・・・

何度も繰り返すと、かなりの時間と手間がかかります。

これからは

法定相続情報証明制度 を御利用ください。

時間と手間が省けます！

面倒な相続手続を

より速く！
より便利に！

使わにゃ損そん
しかも無料！

不動産の
相続登記を
お忘れなく！

Check!

メリット1

- ☑ 相続手続に必要な戸籍謄本の束がたった1枚の紙に！

メリット2

- ☑ いくつもある相続手続が同時に進められる！

メリット3

- ☑ 用意する戸籍謄本は1セットだけ。余計な出費をカット！



法務局で発行

金融機関

- ・阿波銀行
- ・徳島大正銀行
- ・徳島信用金庫
- ・阿南信用金庫
- ・四国労働金庫
- ・JAバンク徳島
- ・ゆうちょ銀行

行政機関

- ・税務署
- ・陸運事務所
- ・家庭裁判所など

「法定相続情報一覧図」は下記の機関で利用できます。

徳島県内に本店等を置く金融機関

用途(例)	金融機関名
預貯金の 払戻し	阿波銀行
	徳島大正銀行
	徳島信用金庫
	阿南信用金庫
	四国労働金庫
	JAバンク徳島
	ゆうちょ銀行

行政機関

用途(例)	官公署名
相続登記の申請	全国の法務局
相続税の申告	全国の税務署
自動車の名義変更	全国の陸運事務所
年金手続	全国の年金事務所等

*このほか、家庭裁判所への書類提出等の際にも御利用いただけます。

【注意事項】

法定相続情報一覧図は、戸除籍謄本原本の代わりです。その他の必要書類(例:遺産分割協議書、印鑑証明書等)については、事前に金融機関等に御確認ください。

法定相続情報証明制度のお問合せ先

徳島地方法務局 (●本局 088-622-4683 ●阿南支局 0884-22-0410 ●美馬支局 0883-52-1164)

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、 不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

法務局がすること

土地や建物の名義を確認

戸籍をたどって法定相続人を確認

適式な遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成

登記に必要な添付書類を集める

登記申請書を作り添付書類を整える

登録免許税を納める

登記申請書類を管轄の法務局に提出する

登記申請書の受付

書類を審査して必要に応じて補正を促す
(補正できない場合は取下げ又は却下決定)

登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書等を作成する

登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

必要に応じて登記事項証明書を取得する



「未来につなぐ相続登記」促進プロジェクト

徳島県司法書士会 & 徳島県土地家屋調査士会 & 徳島地方法務局

徳島県司法書士会では
相続登記に関する無料相談を
予約制により行っております。

予約専用電話番号

徳島(088-657-7191)

阿南(0884-22-5630)

美馬(0883-53-0112)

月曜～金曜日 9:00～17:00